

平成 31 年（2019 年）1 月 8 日

保護者の皆様

豊中市立東豊台小学校
校長 上 島 俊 一

非常変災時の措置について（変更）

保護者の皆様にはますますご清祥のことと、お喜び申し上げます
日頃は、本校の教育活動にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
非常変災時の措置につきまして、豊中市教育委員会事務局より変更をする旨の通知
がありました。通知を踏まえ、本校においても次の通りといたしますので、お知らせ
いたします。なお、この変更につきましては、今学期（3 学期）からといたします。

記

【変更前】

非常変災時に自宅待機や臨時休校等の措置をする気象警報は、
「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「暴風特別警報」「大雨特別警報」のいずれか。



【変更後】

非常変災時に自宅待機や臨時休校等の措置をする気象警報は、
「暴風警報」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」「洪水警報」
「暴風特別警報」「大雨特別警報」のいずれか。

- ① 大雨警報には 3 種類あり、特に警戒すべき事項が表題に明示され、「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」、「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように気象庁から発表されます。
- ② 今回の変更により、大雨警報の 3 種類のうち非常変災時の措置の対象となるのは、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」となります。（「大雨警報（土砂災害）」は非常変災時の措置の対象外となります。）
- ③ よって、「大雨警報（土砂災害）」だけが発令されても、自宅待機や臨時休業にはならず、通常通りの授業とします。
- ④ テレビのニュースやテロップでは上記の種別が明示されないことが多いですが、気象庁のホームページ、豊中市ホームページ（「おおさか防災ネット」にリンク）、NHK データ放送（NHK 総合テレビのチャンネルに合わせ、リモコンの「d」ボタンを押す）でも確認いただけます。

※なお、上記にかかわらず、学校と教育委員会が協議の上、校区の状況について危険であると判断する場合は、自宅待機ならびに臨時休業とする場合があります。